

平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

あなたの氏名 佐藤 和夫

あなたの個人番号を記載します。

あなたの住所(住所) 東京都千代田区霞が関3

あなたの生年(昭和) 43年 10月

あなたの性別 男

あなたの職業 会社員

あなたの扶養親族の氏名 佐藤 和夫

あなたの扶養親族の年齢 本人

あなたの扶養親族の住所又は居所 本人

あなたの扶養親族の所得金額 本人

あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況

あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況

あなたの扶養親族の扶養控除等申告書の提出状況

【源泉控除対象配偶者】
あなた(平成31年(2019年)中の所得の見積額が90万円以下の人)に限り、と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で平成31年(2019年)中の所得の見積額が85万円以下の人を源泉控除対象配偶者に該当します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

A 源泉控除対象配偶者(注1)

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得金額
サトウ ヨウコ	2 2 3 3 4 4	10・2・4	東京都板橋区大山東町35-1	70,000円
佐藤 洋子				
サトウ マチ				

B 控除対象扶養親族(16歳以上(平成16.1.1以前生))

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得金額
佐藤 茂	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	15・3・30	1234 Kokuzei Street, USA	0円
サトウ タカオ	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	16・5・8		300,000円
佐藤 隆雄				

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成16年1月1日以前生)の扶養親族を記載します。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和25年1月1日以前生)の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒ 「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒ 「その他」

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

【源泉控除対象配偶者】
所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。
【控除対象扶養親族】
所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族には該当しません。

(参考)
①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	8,000,000円
1,600,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額	所得金額
65 1,633,334円	850,000円
65 1,090,000円	380,000円
65 2,050,000円	850,000円
65 1,580,000円	380,000円

【同一生計配偶者】
あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

【16歳未満の扶養親族(平成16.1.2以後生)】
あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で、平成31年(2019年)中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得金額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平成16.1.2以後生) 佐藤 隆	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	17・10・15	東京都板橋区大山東町35-1	0円	

年齢16歳未満(平成16年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の第2第1項及び第2項並びに第317条の3の第2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。



提出を受けるために提出するものと、提出しない人も提出することをお勧めいたします。

提出を受けるために提出するものと、提出しない人も提出することをお勧めいたします。

提出を受けるために提出するものと、提出しない人も提出することをお勧めいたします。